

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程第73次改正案」に関するご意見

分類	意見	理由	コメント																								
審査事務規程 TRIAS 08-J041(3)-02 別表	JE05 コールド状態のDC 消費電力量割合 (K1) ↓ JE05 コールド状態のDC 消費電力量割合 (K1)(小さい1)	付表の表記と合わすため	ご意見を踏まえて、修正致しました。																								
車両及び装置型式 指定試験成績書の 発行に関する取扱 規程 別紙3	50 側面保護装置試験(協定規則第73号(単品)) 51 側面保護装置試験(協定規則第73号(車両)) ↓ 50 協定規則第73号側面保護装置試験(単品) 51 協定規則第73号側面保護装置試験(車両)	他との整合のため	ご意見を踏まえて、修正致しました。																								
審査関係連絡事項 別表2	18(2)-R073(2) 側面保護装置取付装置試験(協定規則第73号(車両)) ↓ 18(2)-R073(2) 側面保護装置装置試験(協定規則第73号(車両))	誤記と思われるため	ご意見を踏まえて、修正致しました。																								
審査手数料マニュアル 1. 手数料額の考え方 ①基本料金	<table border="1"> <tr> <td>車両法第75条</td> <td>車両型式指定(通常)</td> <td>24.8万円(通常)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両型式指定(特殊)</td> <td>25.8万円(通常)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両型式指定(特殊)</td> <td>16.8万円(通常)</td> </tr> <tr> <td>車両法第75条の2</td> <td>共通検査型指定 ・指定検査員等(以下「国内型」といふ) ・国内検査 ・多様機</td> <td>69.1万円(通常)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共通検査型指定 ・国内型 ・国内検査 ・多様機</td> <td>53.6万円(通常)</td> </tr> <tr> <td>車両法第75条の3</td> <td>乗用車検査</td> <td>21.5万円(通常)</td> </tr> <tr> <td>車両法第75条の4</td> <td>乗用車検査(通常)</td> <td>18.5万円(通常)</td> </tr> <tr> <td>乗用車検査(特殊)</td> <td>乗用車検査(特殊)</td> <td>22.8万円(通常)</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(通常)追加</div>	車両法第75条	車両型式指定(通常)	24.8万円(通常)		車両型式指定(特殊)	25.8万円(通常)		車両型式指定(特殊)	16.8万円(通常)	車両法第75条の2	共通検査型指定 ・指定検査員等(以下「国内型」といふ) ・国内検査 ・多様機	69.1万円(通常)		共通検査型指定 ・国内型 ・国内検査 ・多様機	53.6万円(通常)	車両法第75条の3	乗用車検査	21.5万円(通常)	車両法第75条の4	乗用車検査(通常)	18.5万円(通常)	乗用車検査(特殊)	乗用車検査(特殊)	22.8万円(通常)	車両法第75条、車両法第99条の3との横並びから	ご意見を踏まえて、修正致しました。
車両法第75条	車両型式指定(通常)	24.8万円(通常)																									
	車両型式指定(特殊)	25.8万円(通常)																									
	車両型式指定(特殊)	16.8万円(通常)																									
車両法第75条の2	共通検査型指定 ・指定検査員等(以下「国内型」といふ) ・国内検査 ・多様機	69.1万円(通常)																									
	共通検査型指定 ・国内型 ・国内検査 ・多様機	53.6万円(通常)																									
車両法第75条の3	乗用車検査	21.5万円(通常)																									
車両法第75条の4	乗用車検査(通常)	18.5万円(通常)																									
乗用車検査(特殊)	乗用車検査(特殊)	22.8万円(通常)																									
TRIAS 11(2)-R062-01	2.1 当該試験時において該当しない箇所を抹消すること。 ↓ 2.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。非表示、塗りつぶし等により抹消してもよい。	既存帳票同様に斜線を引くこと、塗りつぶしも許容していただきたい。 (表途中の対象外項目は従来全体へ斜線を引いていたが、抹消となるとフォーマット管理上使いづらいため) ※意見の記載は既存TRIASに合わせてあります。	ご意見を踏まえて、修正致しました。																								
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 表題	以下、赤字部分を修正願います。 二輪自動車等の施錠装置の試験記録及び成績(協定規則第62号) (Uniform provisions concerning the approval of power-driven vehicled with handlebars with regarad to their protection against unauthorized Test Data Record Form) ↓ 二輪自動車等の施錠装置の試験記録及び成績(協定規則第62号) (Uniform provisions concerning the approval of power-driven vehicles with handlebars with regard to their protection against unauthorized Test Data Record Form)	誤記と思われます。	ご意見を踏まえて、修正致しました。																								
TRIAS 11(2)-R062-01 4. 試験成績 ヘッダー	以下、赤字部分を修正願います。 TRIAS-11(2)-R161-01 ↓ TRIAS 11(2)-R062-01	誤記と思われます。	ご意見を踏まえて、修正致しました。																								
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績	「4. 試験成績」 ↓ 「3. 試験成績」	「1. 試験自動車及び装置の型式」、「2. 備考」となっており、3.が存在しないため、誤記と思われます。	ご意見を踏まえて、修正致しました。																								
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績	5.1.1.に関して「適/否」は不要ではないでしょうか？	5.1.1は、5.1.1.と5.1.2.の適否結果で適否が決まる箇所であるため(二重記載となる)	ご意見を踏まえて、修正致しました。																								
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.1.1.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「車両を操舵、または真っ直ぐ 駆動または移動 させるためには、・・・」 ↓ 「車両を操舵、または真っ直ぐ 運転もしくは移動 させるためには、・・・」	・駆動よりも運転の方が分かりやすいと思われます。 ・「または」→「もしくは」の修正	ご意見を踏まえて、修正致しました。																								
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.1.1.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「it is necessary to put ...」 ↓ 「It is necessary to put ...」	文頭の頭文字を大文字に統一のため	ご意見を踏まえて、修正致しました。																								

TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.1.2.	日本語の上側文字が傍線とラップして読みづらくなっているため、行間の上下間隔を広げてください。	文字が読みづらいため。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.1.2.	以下、赤字部分を修正願います。 「In the case of protective devices of type 4, the device shall be so designed that it is necessary to put it out of action in order to release the transrnission .・・・」 ↓ 「In the case of protective devices of type 4, the device shall be so designed that it is necessary to put it out of action in order to release the transmission .・・・」	誤記と思われます。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.1.3.	以下、赤字部分を修正願います。 「 ボルト が完全にかみ合っている位置、 あるいは 完全にはずれている位置でのみキーを引抜くことが可能でなければならない。保護装置のキーが挿入されていても、 ボルト が引き続いて・・・」 ↓ 「 ロックピン が完全にかみ合っている位置、 または 完全にはずれている位置でのみキーを引抜くことが可能でなければならない。保護装置のキーが挿入されていても、 ロックピン が引き続いて・・・」	・boltの和訳は別添8の「ロックピン」の方が分かりやすいと思われます。 ・「あるいは」→「または」の方が適切と思われます。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.1.3.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「 it shall only be possible・・・」 ↓ 「 It shall only be possible・・・」	文頭の頭文字を大文字に統一のため	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.2.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「The requirement of paragraph 5.1. shall be・・・」 ↓ 「The requirements of paragraph 5.1. shall be・・・」	UNの発行文書では“requirements”複数形になっているため。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.3.	和文が5.1.3.の要件が記載されており、以下修正をお願い致します。 「上記5.1.項で言及された保護装置およびそれが作用する車両構成部品は、例えば一般大衆が容易に入手できる安価で簡単に隠すことのできる工具、装置または製作物を使用して、迅速に、かつ、周囲の注意を引くことなく開けられたり、効果のないものにされたり、または破壊されたりできないように設計するものとする。」	誤植と思われます。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.3.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「The protective device referred to in paragraph 5.1 above,・・・」 ↓ 「The protective device referred to in paragraph 5.1 . above,・・・」	項番号の後にピリオドを追加願います。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.4.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「The protective device shall be mouted on the vehicle as item of original equipment・・・」 ↓ 「The protective device shall be mounted on the vehicle as an item of original equipment・・・」	・mountedの誤記と思われます。 ・an記載漏れと思われます。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.5.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「The key locking system shall provide at least 1,000 different key combinations or a number equal・・・.In vehicles of one type the frequency of occurrence of each combination shall be roughlyone per 1,000.」 ↓ 「The key locking system shall provide at least 1,000 different key combinations or a number equal・・・.In vehicles of one type the frequency of occurrence of each combination shall be roughly one per 1,000.」	・全角スペース→半角スペースへの修正をお願い致します。 ・roughlyone: 半角スペース漏れの誤記と思われます。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.7.1.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「 for lock cylinders・・・, and in a lock there shall not more than 60 % identical tumblers.」 ↓ 「 For lock cylinders・・・, and in a lock there shall not be more than 60 % identical tumblers.」	・文頭の頭文字を大文字に統一のため ・beの記載漏れと思われます。	ご意見を踏まえて、修正致しました。

TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 5.7.2.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「for lock cylinders with disc tumblers no more than two identical tumblers operating in the same direction shall be positioned adjacent to each other, ...」 ↓ 「For lock cylinders with disc tumblers no more than two identical tumblers operating in the same direction shall be positioned adjacent to each other, ...」	・文頭の頭文字を大文字に統一のため ・adjacentの誤記と思われる。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01付表 4. 試験成績 5.13.	試験成績 5.13.が二つある。 下記文章は5.12.と思われる。 不正使用を防止するための電気機械および電子装置が装備されている場合、かかる装置は電磁両立性に関する下記の要件に適合するものとする。UN 規則No. 10 の 06 改訂シリーズの該当する技術規定および過渡規定ならびに附則6に規定されたイミュニティテスト方法および附則4と附則5に規定されたエミッションテスト方法に従ってテストを実施するものとする。	誤記と思われます。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 6.1.	6.1に関して「適/否」は不要ではないでしょうか？	6.1は、6.1.1.と6.1.2.の適否結果で適否が決まる箇所であるため(二重記載となる)	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 6.1.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「In addition to the general specifications prescribed in paragraph 5, ...」 ↓ 「In addition to the general specifications prescribed in paragraph 5., ...」	項番号の後にピリオドを追加願います。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 6.1.1.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「タイプ1またはタイプ2の保護装置の場合、ボルトが対応するスロットに...」 ↓ 「タイプ1またはタイプ2の保護装置の場合、ロックピンが対応するスロットに...」	・boltの和訳は別添8の「ロックピン」の方が分かりやすいと思われま	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 6.1.1.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「... the handlebars being in the position appropriate for the engagement of the bolt in the corresponding slot.」 ↓ 「... the handlebars being in the position appropriate for the engagement of the bolt in the corresponding slot.」	全角スペース→半角スペースへの修正をお願い致します。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 6.1.2.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「タイプ3の保護装置の場合、キーの回転と共に、またはそれに加えて車両のユーザーの別の動作によってのみボルトにプリロードをかけることができなければならない。5.1.3.項の規定に準じる場合以外は、一旦ボルトにプリロードがかけられたならば、キーを取除くことができなければならない。」 ↓ 「タイプ3の保護装置の場合、キーの回転と共に、またはそれに加えて車両のユーザーの別の動作によってのみロックピンにプリロードをかけることができなければならない。5.1.3.項の規定に準じる場合以外は、一旦ロックピンにプリロードがかけられたならば、キーを取除くことができなければならない。」	・boltの和訳は別添8の「ロックピン」の方が分かりやすいと思われま	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 6.2.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「タイプ2およびタイプ3の保護装置の場合、装置がその車両のエンジンを作動させることができる位置にセットされている限り、ボルトがかみ合うことができなければならない。」 ↓ 「タイプ2およびタイプ3の保護装置の場合、装置がその車両のエンジンを作動させることができる位置にセットされている限り、ロックピンがかみ合うことができなければならない。」	・boltの和訳は別添8の「ロックピン」の方が分かりやすいと思われま	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 6.3.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「in the case of protective devices of type 3, ...」 ↓ 「In the case of protective devices of type 3, ...」	文頭の頭文字を大文字に統一のため	ご意見を踏まえて、修正致しました。

TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 6.4.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「・・・特に上記5.7項、5.8項、5.9項および6.3.項の要件を引き続き満たさなければならない。」 ↓ 「・・・特に上記5.7項、5.8項、5.9項および6.3.項の要件を引き続き満たさなければならない。」	項番号の後にピリオドを追加願います。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 6.4.	以下、赤字部分の修正をお願い致します。 「・・・after it has undergone 2,500 locking cycles in each direction of the test specified in annex 3 of this Regulation.」 ↓ 「・・・after it has undergone 2,500 locking cycles in each direction of the test specified in Annex 3 of this Regulation.」	・specifiedの誤記と思われる。 ・Annexの頭文字を大文字に統一のため	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS 11(2)-R062-01 付表 4. 試験成績 附則4 1. ～3.4.	附則4の1. 3. 3.1、3.2、3.3、3.4はTRIASには不要ではないでしょうか？	試験成績によって記載する箇所ではないため (適否を付す箇所でない)	協定規則第161号との整合性確保のため案のままとさせていただきます。
審査手数料マニュアル	1. 手数料水準設定の考え方について 今回の改正においては、型式指定申請時の基本料金がRXSWIN有無により異なる取扱い(有:269,000円/無:238,000円)とされており、特定改造等許可申請においては、RXSWINを活用した照会・確認に係るシステム管理コストの観点から差異が設けられているものと理解しております。 一方、通常の型式指定申請(特定改造を伴わないもの)においても同様の差異が設けられている理由につきまして、制度趣旨および費用構造の観点からご説明をお願いいたします。	左記の通りです。	制度趣旨等については国土交通省において整理されています。 また、審査手数料計算マニュアルに対してご意見を頂戴しているところですが、手数料額については手数料規則(省令)に基づき定めております。
審査手数料マニュアル	2. 申請者負担との関係について RXSWINは申請の効率化・合理化を目的として導入されているものと理解しておりますが、今回の取扱いにおいては、申請者側から見て実質的な負担増となるケースも想定されます。 当該手数料差の位置づけ(恒久的措置か、暫定的措置か)将来的な見直しの有無につきまして、現時点での考え方をご教示ください。	左記の通りです。	当該手数料に係る将来的な見直しにつきましては、国土交通省が所管する事項となります。そのため、弊所では回答出来かねますが、同省とは引き続き慎重に検討を進めてまいりたいと存じます。
審査手数料マニュアル	3. RXSWIN有無の判定方法について 運用上、「申請時提出書面にRXSWINが含まれるか否か」により手数料区分が決定される旨ご説明いただいておりますが、書面上の記載の有無により判定されるのか実態として当該車両がRXSWINを有するかにより判定されるのかについて、運用上の考え方をご教示ください。	左記の通りです。	手数料規則(省令)に基づき申請書面へのRXSWINの記載有無により判定されます。
審査手数料マニュアル関係	4. 申請書面への記載方法について 貴部からは、申請ミーティング時の口頭申告に加えて、可能な範囲で書面への記載も望ましい旨のご説明をいただいておりますが、指定装置等一覧表への記載の要否および適否書面記載を行う場合の推奨記載箇所・記載レベル(簡易な記載で可否等)につきまして、申請実務への影響を踏まえた具体的な運用指針をご教示ください。	左記の通りです。	指定装置一覧等への記載については、一例としてお示したものであり、表現が可能であれば記載書面の指定は特にございません。 また、具体的な記載方法については、申請者に過度な負担が生じない範囲でご対応いただくことを想定しており、識別が可能であれば簡易な記載としていただいで差し支えありません。 なお、申請者ごとに申請書面の作成方法が異なると承知しており、一律の方法を定めることは申請者に不都合を生じさせるおそれがあることから、基本的には個別対応とさせていただきます。ご不明な点がございましたら、当部までご相談ください。
審査手数料マニュアル	上記確認等を踏まえ、説明会実施についてご検討をお願いいたします。	左記の通りです。	審査手数料計算マニュアルに対してご意見を頂戴しているところですが、手数料額については手数料規則(省令)に基づき定めております。 今後、関係者間で必要な場を持てるよう調整して参ります。
概要1.(1)③ 及び 車両及び装置型式 指定試験成績書の 発行に関する取扱 規程別紙3表No.51	側面保護装置取付装置試験(協定規則第73号) 又は 側面保護装置試験(協定規則第73号(車両)) のどちらかの表記に合わせてはいかがでしょうか。	提案です。	ご意見を踏まえて、修正致しました。

概要1.(4)	(4)のあとの「.」は不要ではないでしょうか。	誤記と思われます。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
車両及び装置型式指定試験成績書の発行に関する取扱規程別紙3表No.51	側面保護装置試験(協定規則第73号(車両)) ↓ 協定規則第73号側面保護装置及び側面保護装置突入防止装置取付装置	提案です。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
TRIAS18(2)-R73(1)-00 TRIAS18(2)-R73(2)-00 別紙	12.4.2.がどちらのTRIASにも存在している。	単品も車両も確認する項目ではあるが、Part Iとしてどちらか1つのTRIASに記載があればよいのではないのでしょうか？	保安基準との整合性確保のため案のままいたします。
TRIAS18(2)-R73(1)-00 TRIAS18(2)-R73(2)-00 別紙	単品Part I : 付表1 →付表1 Attached Table1 単品Part II : 付表2 →付表2 Attached Table2 車両Part I : 付表1 →付表1 Attached Table1 車両Part III : 付表2 →付表3 Attached Table3	車両Part IIIの付表名が誤っていないのでしょうか？ また、他のTRIASに合わせて英語表記の追加はいかがでしょうか？	英語表記の追加について、ご意見を踏まえ修正いたしました。 また、車両Part IIIの付表名については原案のままとさせていただきます。
審査事務規程別表1(6)	今回追加された試験を追加願います。	改正漏れと思われます。	ご指摘を踏まえて、修正致しました。
審査事務規程別表1(6)48	【今回の改正内容にない項目】 イモビライザ試験(協定規則第161号) ↓ イモビライザ試験(協定規則第162号)	誤記と思われます。	ご指摘を踏まえ対応致しました。 なお、審査事務規程の一部改正に伴う意見照会の機会に限らず、随時ご要望を受け付けておりますので、担当班の審査官にご相談頂けますと幸いです。
審査事務規程別添1試験規程の表	新規追加及び改正されたTRIASの反映をお願いします。	改正漏れと思われます。	ご指摘を踏まえて、修正致しました。
審査手数料マニュアル 1.①※1前段	「RXSWINなし」とは、道路運送車両法関係手数料規則 別表第1備考二における「協定規則に基づき行方認可を受けた書面にプログラム等の識別番号(以下「RXSWIN」という。)」が型式指定実施要領第二分冊の提出書面中に当該識別番号の記載がないものを示す。(記載箇所は協定規則に基づく認可証に限定されない) ↓ 「RXSWIN なし」とは、道路運送車両法関係手数料規則 別表第1備考二における「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づき行方認定を受けたことを証する書面にプログラム等の識別番号が記載されていない場合」をいい、型式指定実施要領第二分冊の提出書面中に当該識別番号(以下「RXSWIN」という。))の記載がないものを示す。(記載箇所は協定規則に基づく認可証に限定されない)	日本語として関係性がわかりづらいと思われます。	ご意見を踏まえて、修正致しました。
「審査手数料計算マニュアル」	文章の書きぶりに関する意見ではありませんが、RXSWINの導入は以前から明らかになっていたことと理解しています。審査費用はこの1月から値上げされたばかりですが、なぜ、その際に今回の金額の提示ができなかったのでしょうか？ またRXSWINがあることで基本手数料が3.1万円増えるというその根拠をお知らせください。 またその額が、対象の認可証の数量に関係なく一律であることについても説明をお願いします。	新手数料が導入され半年も立たないうちに増額というのは社内での説明が困難です。	制度趣旨等については国土交通省において整理されています。 また、審査手数料計算マニュアルに対してご意見を頂戴しているところですが、手数料額については手数料規則(省令)に基づき定めております。
審査手数料計算マニュアル	手数料の改訂について、RXSWINの紐づけを行うための手数料が3.1万円になるという理解をしていますが、例えばR79を提出しRXSWINの紐づけを行った後に、シリーズ改訂等により既指定で認可証を提出する事になる場合、RXSWINの番号が変わらなければ認可証のシリーズ番号やExt番号が変わっても3.1万円は追加されないのでしょうか。それともシリーズ番号、Ext番号が変わった場合はRXSWINありとして3.1万円上乗せされた基本料金になるのでしょうか。	紐づけの定義がよくわからず、今のままではRXSWIN番号が記載のある認可証については提出するたびに3.1万円上乗せされた金額になるように読めるため確認です。	手数料規則(省令)に基づき、申請時の提出書面におけるRXSWINの記載の有無により判定されることから、RXSWINに変更がない場合であっても、減額とはならないと解釈してまいります。
審査手数料計算マニュアル関係	説明会の実施をお願いしたい。	値上げがある場合には、関係者と十分な時間をもって議論する必要があります	制度趣旨等については国土交通省において整理されています。 また、審査手数料計算マニュアルに対してご意見を頂戴しているところですが、手数料額については手数料規則(省令)に基づき定めております。